

橋本市規則第 38 号

橋本市職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり公布する。

令和 7 年 8 月 4 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

橋本市職員の旅費に関する条例施行規則(令和7年橋本市規則第15号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(勤務地以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>(一時帰省旅費)</u></p> <p><u>第29条 30日を超える研修等で、同一地域に滞在する場合は、その期間から30日を差し引いた期間を30日で除して得た数(1未満の端数は、切り捨てる。)の往復に要する旅費を支給する。</u></p> <p>(補則)</p> <p>第30条 略</p>	<p>(勤務地以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 略</p> <p>(補則)</p> <p><u>第29条 略</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。